

香美町農業委員会総会(第8回)議事録

1 開催日時 令和2年10月23日(金) 9:30～11:00

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(14人)

会長	1番	亀村	庄二
会長職務代理者	2番	古川	功兒
委員	3番	岡田	久志
	4番	西村	功
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	中村	成一
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	11番	山本	太一
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一

4 欠席農業委員(0人)

5 出席農地利用最適化推進委員(10人)

代表	1番	中川	君雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	6番	田中	晃
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	良久
	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 10月23日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第24号 非農地証明願承認について

第4 議案第25号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第5 議案第26号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	藤原	博文
事務局次長	福島	功
書記	寺川	公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は3番「岡田久志委員」と4番「西村 功委員」にお願いしたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、3番「岡田久志委員」と4番「西村 功委員」よろしくお願ひします。

議 長	次に、日程第3 議案第24号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから5ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第24号の非農地証明願について、10月21日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」、担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号を八鹿方面に向かって走っていきと道の駅ハチ北があります。その信号を右折して100mほど進みますと交差点にあたります。そこを左折し約2kmのところ右手にあります。 申請地は、平成5年頃から耕作放棄地となっており、2年ほど前に一時転用の申請がありまして許可がなされております。現在は、現況写真のようにトラックスケールとして利用されております。また、この地先に仮設橋が架かっており、地元の方がほ場に行くのに遠回りをせず行けることから今後も仮設橋を利用したいと話になり協議の結果、残すことになったようです。 地目変更登記のための願出です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に日程第4 議案第25号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。
議 長	事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の6ページから10ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第25号の申請について、10月21日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号、村岡高校前信号を西側に約80m入ったところにあります。 現地は4年ほど前まで近隣の方が耕作をされておりましたが、その方が3年ほど前に他界され、その後、耕作放棄地となっています。 譲渡人は不在地主で、また、この土地は水の確保が非常に困難で耕作するにも大変な場所です。 申請内容は、譲受人が重機や大型車の駐車場用地を探していたところ、譲受人が倉庫や駐車場として使用している土地の隣接地であり利便性が良いことから譲受人が譲り受けの要望をしたところ譲渡人が応じたものです。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。 (質問・意見等なし)

議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第25号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第25号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 議案第26号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。</p> <p>現在、香美町では農地を取得できる下限面積を30アールと定めておりますが、平成29年11月の総会において「香美町空き家バンクに付帯した遊休農地の別段面積及び当該区域の指定に関する内規」を議決し、その内規において、空き家バンクに付帯した農地取得のための下限面積は1㎡とし、その地番を指定して告示することによって当該地番のみ1㎡とすることができるとしています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案の朗読をする。</p>
議 長	<p>事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第26号の申請について、10月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
8番	<p>申請地は、国道482号の貫田地区入り口から町道貫田秋岡線を2.2kmぐらい上ったところに東垣バス停があります。そのバス停から東垣地区を抜けて1.2kmほど上ったところにあります。</p> <p>申請内容は、申請人が空き家バンクに付帯した農地として誰かに受けてほしいと登録していたところ譲受先が決まったことから本申請が出ております。</p> <p>申請地は現況写真のとおり草が生い茂って遊休農地でしたが、今後は譲受人が農地として管理していくようです。</p> <p>なお、本件が議決されましたら、次月に農地法第3条の所有権移転の申請をされる予定です。</p>
議 長	<p>「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第26号の申請については、申請のとおり指定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第26号の申請については、指定することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、審議について終わります。</p>

議事録署名委員

印

印